

漁業分野に係る補足説明資料(監理支援機関の許可基準)

水産庁

監理支援機関の許可基準について（漁業分野）

○漁業（漁業分野・漁業区分）特有の事情

1. 受入れ機関となる漁業経営体

漁業においては零細な経営体が多い。→受入れ外国人材が2人以下の漁業経営体が半分近くを占める※。また安全面から配乗する外国人材は全乗組員の半分以下に制限されているため、零細な経営体が受け入れ可能な外国人材は多くても2人程度と想定される。

（※実習実施者あたりの技能実習生数について、実施者の25%が1人、同23%が2人であり、半分近くの実施者が2人以下の受入れ。）

2. 監理支援機関となる漁協

①監理支援機関の限定

海上での作業となる漁業の特性から、安全確保のためには漁業を熟知した者であることが求められる。加えて、制度の適切な運用にあたっては、受入れ機関に外国人材を紹介するに当たり船員職業紹介の許可を取得する必要。

→漁協等の一部に限定（他分野に比べ厳しく運用。）

②漁協の特性

漁協は一般的な事業所や団体に比べ厳しい監理体制を確保できる。

- ・受入れ機関は当該漁協の傘下組合員に実態上限定（漁業経営のため漁協の組合員となる必要性あり）。
- ・傘下組合員には住所要件があり（漁協の地区に住所を有している必要がある）、港のある地域に集中して所在。漁協は組合員への経営的な指導を行うなど、日頃から目を届かせ深い関係にある。
- ・公的機関が関与（設置許可、指導監督等）しているため一般的な団体等に比べ、適正性・健全性が確保されている。
- ・地域を支える組織として重要な役割を担い、漁村の経済活動を支援しており、地域の実情を熟知。

→距離的に近接し、組合員の経営内容等もよく把握しているため、厳しい監理体制を確保、これまでの技能実習下においても厳しい制限を設けた中で適正に機能

漁協職員は漁業者の生産活動を支える各種業務（市場（競り）・金融・資材購買等）にも従事しており、また漁協が立地する半島部等の条件不利地域では労働人口減少の影響を大きく受けており、従事する職員の増員は困難な事情。

漁業特有の事情やこれまでの実績も踏まえ以下のとおりとしたい。



○漁業における要件設定（常勤役職員1人あたりの受入れ機関数と受入れ人数）

- ①監理支援機関（漁協）が育成就労実施状況に係る監査等を行うにあたっては、
受入れ機関（組合員）と距離的に近接し、アクセスの負担が低いこと
経営的指導等を通じて受入れ機関（組合員）の実情等をよく把握し、円滑な監査が行えること
から、通常の倍の受入れ機関への対応は十分可能と考えられ、受入れ機関数を 8者→16者

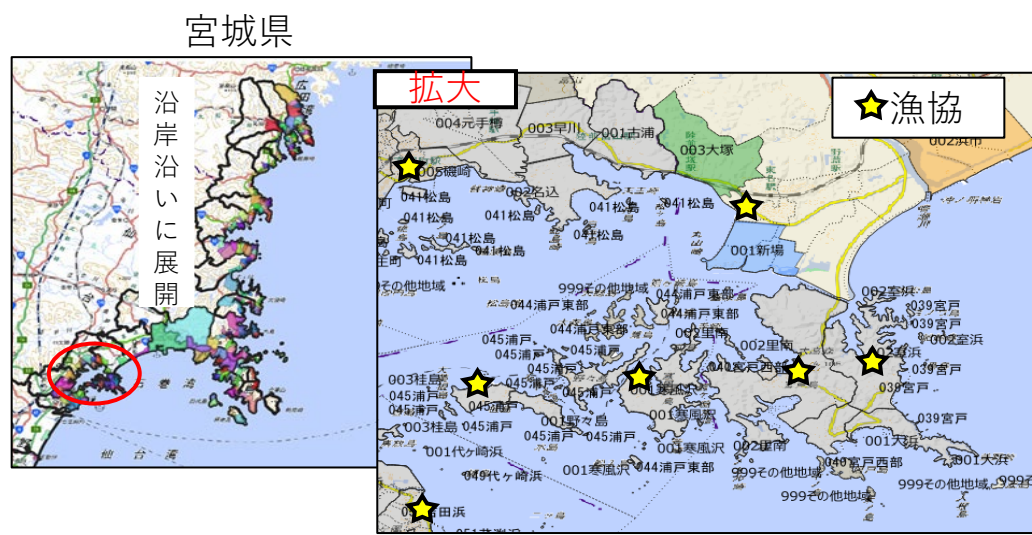
- ②漁業では1者2人の受入れを前提とし、受入れ人数を 16者×2人＝32人

（標準） 8者・40人⇒（漁業） 16者・32人

（標準と同等の監査能力を担保し、育成就労下において引き続き適正な実施を確保）

漁村の展開例

- ・我が国の沿岸部には、多くの漁村が点在し、社会経済活動単位である漁業地区（R5で2,182か所）があり、さらに小さな単位となる漁業集落（R5で6,303か所）がある。
- ・特徴として、密居・列密居（道路、海岸線等に沿って列状に家屋と家屋が密集している集落形態）、塊密居（面的な広がりを持って、家屋と家屋が密集している集落形態）が多く9割を占め、密集して展開している。



列密居の漁港背後集落



塊密居の漁港背後集落

漁業集落の展開イメージ
(塗分けられている単位)

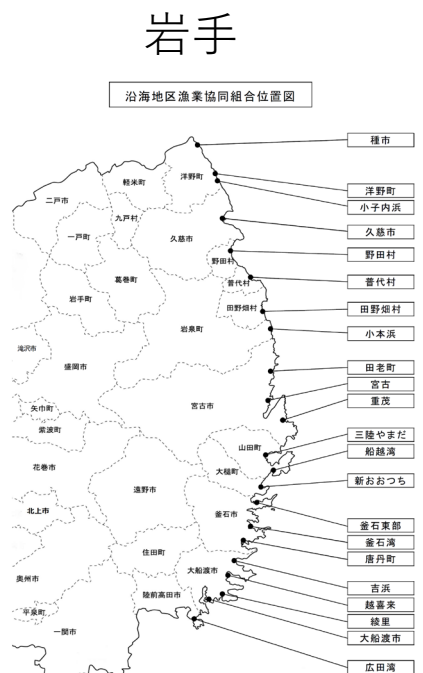
漁業地区：漁業に係る社会経済活動の共通性に基づいて設定
漁業集落：漁港を核に、その背後に当該漁港の利用関係にある漁業世帯が居住する範囲を、社会生活面の一体性に基づいて設定

全国の漁協の展開例

- ・漁村は漁業活動の根拠地であり、それを支える漁協が展開（852 (R6年)）されている。なお、組合員の資格要件として住所要件も存在する。（漁協がある地区内に住所を有している必要がある。）



出典：北海道HP



出典：岩手県HP



出典：長崎県HP